

NOSAI

果樹共済



自然災害による損害を補い
果樹農家を支えます

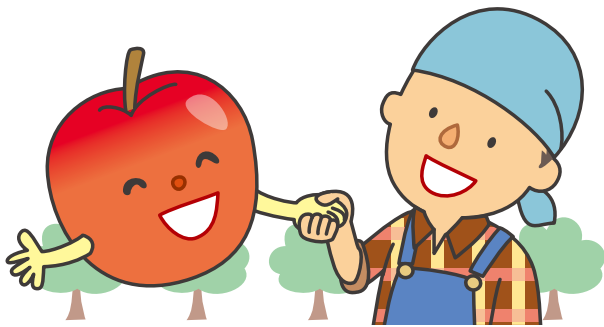
農業共済制度とは…

農業は他の産業と異なり自然条件に依存しているため、常に気象上の災害の脅威にさらされています。

そこで、国と農家が掛金を出し合って共同準備財産をつくり、災害が発生したときに共済金(保険金)を支払い農業経営の安定を図るために発足したのが「農業共済制度」です。

このように、農業共済制度は農家相互扶助を基本とする国の農業災害対策として実施されている公的保険制度です。

果樹共済は、
国の災害対策
の柱です。



果樹共済の安心メリット

- 1

掛金の半額を国が負担しています。

国の農業災害対策の柱として運営されています。農家と国が掛金を出し合っている公的保険制度です。
- 2

国と保険契約を結んでいます。

どんな大災害時にも補償は万全です。
- 3

市町等からの助成があります。

※助成金については、市町、JAにより異なります。詳しくはお問い合わせください。
- 4

組合からの奨励があります。

集出荷団体(部会等)を対象に、団体活動奨励及び集団引受事業奨励をお支払いいたします。その他、大規模農家加入奨励として70アール以上の加入者に対して物品奨励があります。
- 5

掛金は、全額必要経費として控除されます。

税金申告の際、果樹共済掛金は全額必要経費として控除することができます。
- 6

農家ごとの掛金率を適用しています。

掛金負担の公平性を図るため、過去の被害状況に応じた農家ごとの掛金率を適用しています。

加入できる果樹は…

樹種	類区分	品種名
ぶどう	1 類	デラウェア キングデラ その他の1 類に属する品種
	2 類	巨峰 ピオーネ 藤稔 紅伊豆 サニールージュ 悟紅玉 多摩ゆたか シャインマスカット 申斐路 ロザリオ・ビアンコ ロザリオ・ロッソ ピッテロ・ビアンコ ベリー A ネオマス 甲斐キング その他の2 類に属する品種
	3 類	甲州 その他の3 類に属する品種
	4 類	ハウスで栽培されているもの
もも	1 類	はなよめ ちよひめ 日川白鳳 八幡白鳳 加納岩白桃 やまなし白鳳 みさか白鳳 夢しずく 夢みずき 夢桃香 アルプス小町 その他の早生品種
	2 類	白鳳 あかつき 浅間白桃 夢あさま 嶺鳳 長沢白鳳 なつっこ その他の中生品種 一宮白桃 川中島白桃(新府白桃) ゆうぞら 幸茜 黄桃 その他の晩生品種
すもも	類区分なし	大石早生 早生ソルダム その他の早生品種
		ソルダム 貴陽 李王 サンタローザ 紅りょうぜん 大石中生 サマーエンジェル サマービュート レッドエース レッドビュート その他の中生品種 太陽 レートソルダム ケルシー その他の晩生品種
りんご	1 類	つがる
	3 類	ふじ 王林
かき	1 類	富有 松本早生 その他の甘がきの品種

加入に当たっての注意事項

＜全相殺・半相殺方式＞

①各樹種の類区分ごとに加入することができます。この場合、各類の栽培面積が5アール以上必要です。

②栽培している園地を一括で加入することが前提となっています。特定の園地のみ加入することはできません。

※全相殺方式の場合、青色申告書や白色申告書、帳簿等の書類から基準となる収穫量や共済金支払の算定を行うため、毎年書類の提出が必要になります。

加入申込期日・掛金納入期日・責任期間表

方式の別		樹種	加入申込期日	掛金納入期日	責任期間(補償する期間)
収穫共済	● 半相殺総合一般方式	ぶどう	5月20日	5月31日	花芽の形成期から翌年の収穫期
		かき		(延納) 10月31日	
		もも		6月30日	
	● 全相殺減収方式	もも	6月20日	(延納) 8月31日	
		すもも		6月30日	
	● 地域インデックス方式	すもも	6月20日	(延納) 8月31日	
		ぶどう		3月19日	
		もも		3月 9日	
		すもも		2月28日	
樹体共済	● 半相殺総合短縮方式	りんご	2月20日	3月19日	発芽期から収穫期
		ぶどう		5月31日	

※花芽の形成期は、ぶどう・かきは6月、もも・すももは7月です。

※掛金納入につきましては(短縮方式を除く)、共済掛金(賦課金を除く)が10,000円を超える場合は、延納申請することができます。掛金が10,000円未満の場合及び延納申請しない場合は、責任開始日前(ぶどう・かき5月31日、もも・すもも6月30日)までに掛金をいただきます。

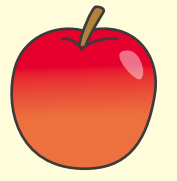
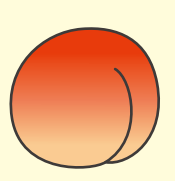
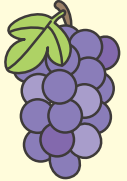
※地域インデックス方式は、当該年産の山梨県全体の単収が、過去5年間の山梨県全体の単収平均(5中3)を1割以上下回った場合に、共済金をお支払いします。局地的な被害では支払対象とならないケースもありますので、制度の内容を十分に確認いただいた上でご検討ください。

果樹共済のメニュー

収穫共済

収穫量に対する補償です。

加入できる樹種



ぶどう

もも

すもも

りんご

かき

- 半相殺総合短縮方式
- 半相殺総合一般方式
- 全相殺減収方式
- 地域インデックス方式

補償する期間

発芽期から果実の収穫期まで
※冬期の被害は補償されません

花芽の形成期から、その花芽に係る果実の収穫期までの1年半

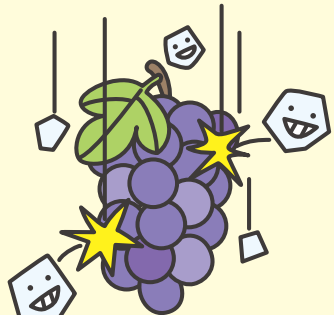
加入すると

令和8年産を補償

令和9年産を補償

対象となる災害

すべての気象災害(暴風雨、ひょう害、凍霜害、暖冬害、寒害、干害、雪害、冷害、その他の 気象上の原因による災害)、病虫害、鳥獣害、火災、地震、噴火、地滑り



暴風雨

ひょう害

凍霜害

火災

病虫害

鳥獣害

※短縮方式では、冬期における災害は対象となりませんのでご注意ください。

補償の単位

果実の類ごとに補償します ※同じ類に属する品種を農家ごとに合計して補償します ※全相殺の場合、品目単位で補償します

樹種ごとに補償します

共済金の支払い

基準となる収穫量に対し、果実の減収量が選択した支払開始割合 (30、40、50%) を超える減収となったときに、共済金が支払われます

基準となる収穫量に対し、果実の減収量が選択した支払開始割合 (20、30、40%) を超える減収となったときに、共済金が支払われます
※書類による確認が必要です

補償する年産の山梨県全体の統計単収が、過去5年間の山梨県全体の統計単収の平均 (5中3) を1割以上下回った場合

加入面積要件

全樹種とも5アール以上の栽培者 (加入は類ごとに5アールから)

※全相殺減収方式への加入は、過去5年及び今後も以下の書類により出荷量もしくは収穫量が確認できる方に限ります
①出荷団体からの出荷伝票 ②青色申告書等資料 ③税務申告に係る帳簿

樹体共済

樹体の損害を補償します。

- 補償する期間
- 6月1日から1年間
- 対象となる災害
- すべての気象災害、病虫害、鳥獣害、火災、地震、噴火による樹木の枯死、流出、埋没、損傷
- 加入できる樹種
- ぶどう
- 補償の単位
- 植栽されている樹木全て
- 共済金の支払い
- 樹体損傷 (半損以上) による損害の額が、共済価額 (総評価額) の1割を超える場合、若しくは10万円を超える場合

全相殺減収方式について

JA等の出荷団体の出荷資料や、税務申告用の帳簿データから得られるご自身の収穫量に基づき、共済金算定の基となる標準収穫量を設定します。

必要な書類	<個人の場合>	<法人の場合>
	○収支内訳書(農業所得用)の写し	○法人税確定申告書(別表一及び別表四)の写し
	○農作物の収穫に関する事項を記載した帳簿の写し	○損益計算書 ○棚卸表(当事業年度及び前事業年度分)
	○販売金額等の品目別内訳書	○農産物の収穫に関する事項を記載した帳簿の写し ○販売金額等の品目別内訳書

標準収穫量を設定するために、

- ① 税務申告のために記帳している帳簿の品目(品種)ごとの『収穫日ごとの収穫量』
- ② 白色申告の収支内訳書の品目(品種)ごとの販売金額等を用います

➡ 本年産の収穫日・収穫量を忘れないように記録して保管してください

帳簿の記入例

例① (品種で分けずに収穫日ごと記入)

収穫日	収穫量		
月日	ぶどう		
9月○日	○kg		
9月△日	△kg		
10月□日	□kg		

例② (品種ごとに分けて記入)

収穫日	収穫量		
月日	デラウェア	巨峰	シャインマスカット
9月○日	○kg		
9月△日		△kg	
10月□日			□kg

品種ごとに記帳すると
品種ごとの単価が反映できます!

記帳単位の例

<例①>
ぶどう○○kg ○○円

<例②>
ぶどう(露地) ○○kg ○○円
ぶどう(ハウス) ○○kg ○○円

<例③>
デラウェア○○kg ○○円
巨峰○○kg ○○円
シャインマスカット○○kg ○○円

全相殺減収方式のメリット

半相殺総合方式に比べ、補償が手厚く、損害査定が明確です!
・2割超えの減収から共済金支払の対象となります。
・損害査定は現地評価ではなく、出荷資料や帳簿の収穫量で行います。

全相殺減収方式の共済金支払いについて

全相殺減収方式の共済金支払いについては、出荷資料や税務申告の帳簿で減収量を算定するため、翌年6月頃に支払います。

共済金の支払いまで(半相殺減収総合方式)

※事故発生時はすぐに被害申告をお願いします。



- 被害申告は農家の自主申告です。類ごとに、選択した支払開始割合(30%、40%、50%)を超える被害と思われる場合は、速やかに組合へ電話等でご連絡ください。また、園地ごとと品種ごとの見込み収穫量を申告していただきます。
- 被害調査は現地確認が基本のため、収穫後の被害申告は受付できません。
- 共済金の支払い時期については、すももは10月、ぶどう・ももは12月、かき・りんごは1月に支払い後、通知いたします。
※全相殺減収方式は、出荷資料や税務申告の帳簿で減収量を確認します。(必要に応じて現地調査を行う場合があります)

被害割合と共済金支払割合

共済金 = 共済金額 × 共済金支払割合

(補償する額)

半相殺総合方式支払割合表

支払開始割合 30%

被害割合	～30%	31%	35%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
共済金支払割合	0%	1%	7%	14%	29%	43%	57%	71%	86%	100%

支払開始割合 40%

被害割合	～40%	41%	45%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
共済金支払割合	0%	2%	8%	17%	33%	50%	67%	83%	100%

支払開始割合 50%

被害割合	～50%	51%	55%	60%	70%	80%	90%	100%
共済金支払割合	0%	2%	10%	20%	40%	60%	80%	100%

全相殺減収方式支払割合表

支払開始割合 20%

被害割合	～20%	21%	25%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
共済金支払割合	0%	1%	6%	13%	25%	38%	50%	63%	75%	88%	100%

支払開始割合 30%

被害割合	～30%	31%	35%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
共済金支払割合	0%	1%	7%	14%	29%	43%	57%	71%	86%	100%

支払開始割合 40%

被害割合	～40%	41%	45%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
共済金支払割合	0%	2%	8%	17%	33%	50%	67%	83%	100%

重要事項について

○共済金のお支払いについて

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合と国の2段階による責任分担を行って危険分散を図るなど共済金の確実な支払いが出来る仕組みを採っておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部をお支払い出来ないことがあります。

1. 加入者が通常すべき管理、その他損害防止の義務を怠ったとき及び損害防止の指示に従わなかったとき
2. 加入申込みの際等に、重大な過失等によって不実の通知をしたとき
3. 被害発生時に組合への通知を怠り、または、重大な過失等によって不実の通知をしたとき
4. 組合の財政状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

○個人情報の取扱いについて

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た個人情報については、山梨県農業共済組合(以下、「組合」と言います。)が引受の判断、損害防止、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、農地情報整備事業、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。

また、組合が実施する他の共済の案内等のために、業務に必要な範囲で利用することがあります。

なお、法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

○獣害対策として電気柵設置の補助を行っています

果樹共済に加入している圃場に、獣害を防止するために新規に電気柵を設置した場合、その資材経費の一部について助成金を交付しています。

申請方法などの詳細につきましては、最寄りの支所へお問い合わせください。

○損害防止用機具の貸出しを行っています

果樹共済加入者または加入予定者に、損害防止用機具を貸出しています。下の表をご確認いただき、機具のある支所まで事前にお電話にてお申込みください。

※修理などにより、お貸しできない場合もあります。

機具名	貸出し期間	料金	所有支所	備考
ラジコン動噴	原則1日	1回 500円	北部支所	※自走式・ラジコン操作可能。高圧力動噴です。
粗皮落とし洗浄機	連続2日限度	1日 1,000円	南アルプス支所	※高圧水噴射により、ぶどうの幹や主幹の粗皮を簡単に剥ぐことができます。

青色申告の方には、収入保険がおすすめです！



収入保険

青色申告
1年目の方も、
加入できます！

- ① 全ての農産物をカバー
品目の限定はなく、すべての農産物収入を補償！
- ② 平均収入の8割以上を確保
基準収入の1割を超える収入減少に対応！
- ③ 国の手厚い助成
保険料・事務費の50%、積立金の75%を国が負担！
- ④ 営農継続の切り札「つなぎ資金」
事故発生時も、無利子のつなぎ資金で安心！
- ⑤ 安心の幅広い補償
自然災害、盗難、病気やケガなど幅広い収入減少を補償！

果樹共済からの切り替えも簡単にできます！

○お問い合わせはお近くのNOSAI事務所まで。



中央支所 ☎0553(22)5056 〒405-0005 山梨市小原東1333-1
南アルプス支所 ☎055(282)0443 〒400-0306 南アルプス市小笠原1339-1
北部支所 ☎0551(23)1111 〒407-0001 韮崎市藤井町駒井3206-1

NOSAI 山梨 山梨県農業共済組合 本所 ☎055(228)4711